

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年4月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800112号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900001号

第1 結論

昭和53年9月から昭和54年3月までの請求期間及び昭和54年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年9月から昭和54年3月まで
② 昭和54年4月から昭和56年3月まで

請求期間①について、母からは、昭和53年から昭和54年頃、自営していた店舗に国民年金保険料の集金人が訪れた際に、私の国民年金の加入手続を行い、その後、昭和54年4月以降に、集金人に請求期間①の保険料を納付し、集金人から領収書を渡されたと聞いており、現在もその領収書が残っている。

請求期間②について、母からは、具体的な時期までは分からないが、集金人に私の国民年金保険料を口座振替で納付するための申出書を渡しており、請求期間②及びその後の私と母の保険料は、同じ金融機関の口座から引き落とされていたと聞いていた。

しかし、年金記録では、請求期間①及び②が未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の母についても、高齢のため、当時の話を聞ける状態ではない旨を陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入及び保険料の納付に関する具体的な状況について確認することができない。

また、請求者は、請求者の母が、請求期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付のほか、請求期間②の口座振替による保険料納付の申出を行ったとする国民年金保険料の集金人の名前を挙げているところ、A市は、同人が、請求期間①及び②当時に、A市B区の年金員として勤務していたと回答しているものの、当該年金員は既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②当時の国民年金の加入及び保険料の納付に関する陳述を得ることができない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市B区において、昭和55年8月から同年11月までの間に払い出されたものと認められる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられ、請求者が主張する国民年金の加入時期と相違している。

加えて、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を上述の年金員に納付した旨を主張し、保険料を納付した際の領収書とする資料を提出している。しかし、A市は、昭和50年4月以後、原則として、年金員による戸別徴収は行われておらず、被保険者が納付書により金融機関・区役所等で保険料の納付を行っていた旨を回答している上、請求者が提出した請求期間①の保険料を納付した際の領収書とする資料は、請求期間①に係る過年度保険料を社会保険事務所に納付する際に使用する「納付書・領収証書」（被保険者用の控え）、「領収控」（金融機関用の控え）及び「領収済通知書」（社会保険事務所用の控え）であることが確認できるものの、当該複写式の3枚のいずれにも領収印がなく、3枚1組のまま請求者が所持していることから、当該納付書による保険料の納付は行われていないことが確認できる。

その上、請求者は、請求期間②及びその後の国民年金保険料について、口座振替により納付した旨を主張しているが、請求者は、請求期間②直後の昭和56年4月分から同年6月分までの保険料について、口座振替でなく、納付書により金融機関で納付したことが確認できる国民年金保険料領収書を所持している上、A市が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間②より後から口座振替による保険料の納付を開始していることが確認できる。

なお、A市が作成した国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿によると、オンライン記録と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていた記録はなく、また、請求者が請求期間②において口座振替を行っていたとする金融機関の継承金融機関に照会したものの、当時の記録は残されていないと回答している。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800113号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900002号

第1 結論

昭和56年9月から昭和58年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年9月から昭和58年6月まで
請求期間について、国民年金保険料未納期間となっているが、私が前職を退職した後に父が国民年金の加入手続を行い、A町役場の窓口かA町農業協同組合(現在は、B農業協同組合)の組合員勘定で保険料を納付していたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A町において、昭和60年9月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和60年9月頃に行われたと考えられるところ、昭和60年9月の時点では、年金記録において納付済みとなっている昭和58年7月以降の期間に係る国民年金保険料について過年度納付は可能であるが、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、A町から提出された請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間の国民年金保険料については、オンライン記録と同様、未納と記録されているほか、B農業協同組合は、当時の資料がないため、請求者の請求期間における国民年金保険料を組合員勘定により納付していたかどうか不明であると回答している。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。